

令和7年第4回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和 7年 4月 7日  
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和7年4月7日 午後3時00分  
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和7年4月7日 午後4時40分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、天本京子、  
萩尾博道、高山スミ子、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、  
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	11号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	12号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
報告第	13号	農地法施行規則の規定による届出について
議案第	8号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	9号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請（変更）について
議案第	10号	非農地証明願について
議案第	11号	令和7年度最適化活動の目標の設定等について
議案第	12号	令和6年度最適化活動の事務の実施状況等について

農政

議案第	8号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第	9号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

## 令和7年第4回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：では皆さん、こんにちは。おそろいようですので始めていきたいと思います。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、1番委員の石橋委員さん、それから6番委員の田川委員さん、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしく願いいたします。資料はお持ちですかね。

それでは、1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、大野城市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑39平米、合計39平米。届出の事由は相続。備考欄にもありますように、あっせんの希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

では、本件について質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告します。

報告第12号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○黒屋係長：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田78平米、合計78平米でございます。届出内容は、転用目的が戸建て住宅。構造規模は木造2階建て。工事期間につきましては施工済みとなっております。受付月日は令和7年3月6日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

では3ページをお開けください。

農地法施行規則の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、東京都港区□□、□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑4平米、合計が4平米となっています。なお、登記簿上は439平米ございます。そのうちの4平米ということでございます。契約内容は賃貸借、届出の理由は適用条項が第53条第14号、□□の設置ということでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございました。

それでは、本件について質疑のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第8号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、□□委員さん、よろしくお願いします。

○副会長：番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□、譲渡人、福岡県嘉麻市□□、□□、申請地の表示、□□ほか一筆、地積、田761平米、合計761平米、移動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買。5ページ目に字図がありまして、場所は□□線というところで、□□のほうに行っているところですけど、□□を基軸にしますと、北側で□□の真下に当たります。6ページ目に、今回の場所が□□と□□、この□□さんの自宅が、その右隣にあります□□です。

3年前に農地法が改正されるときに申請がありました。それは、□□さんのお母さんで、農地法が変わるので何とかできないかということでしたけど、当時まだ5,000平米ないといけないというのが新規取得の足かせになりまして、諦めてもらったというところなんです。3年後に今度は、□□さんというのは娘さんです。年齢は40歳で、もう既に3年間、野菜をつくっておられてるのが今□□ですね。ここで今、農業を実際に行っておられまして、今勤めているのが、農林業総合試験場の果樹部というところで、既に今、営農の関係の勉強をされています。既に、営農計画書、それから、今後どういうものをつくっていくかということについても全て提出を願っています。

それから隣地の関係、それから水利の関係もあるんですけど、私のほうからちょっと言ったの

は、場所として竹林に隣接しているものですから、イノシシがどんどん来るところです。芋を植えても、いつもやられているということは言っておられました、それでもしますかと言ったら、しますと。絶対私はしますということで、面積を広げてもしたいというところでした。今ずっと葉物野菜をつくっておられます。イノシシはこれにはあまり見向きもせんということで。それと最終的には果樹を植えたいというようなこともあります。

それから、農機具については、管理機とか草刈り機とかそういうのは全て持って、全て自分で農業をされている状況です。

3年前に私は1回駄目ということで断った人です。新規就農者という位置づけから見ても、やる気満々で40歳という若さの方ですので、ぜひ地域の農業についても勉強してくれないだろうかということで、快くその辺も言っていただいていますので。私、農業委員としては、この方はぜひここでしっかり農業をやっていただきたいということで印鑑をついたところがございます。よろしく御審議をお願いします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：委員さんのほうから説明がありましたように、申請の内容を見させていただきまして、営農計画、野菜とかかんきつ系、そういったものを植えるということで聞いています。ほかに販売の計画もされていまして、ゆめ畑さんであったり、マルシェとか昔のコミュニティセンター等での販売とかを今後やっていきたいということで書類のほうがそろっていました。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方お願いいたします。ございませんか。

どうぞ。

○委員：今、事務局から説明されたように、販売計画までされてあるならばいいのではないかなと思います。ただ、家庭菜園の延長であるならいけないかなと思いますけど。

○議長：ありがとうございます。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、2番に移ります。2番について、地区担当委員であります□□委員さんと□□委員さんですが、□□委員さんのほうから御説明いただいてよろしいですかね。では、□□委員さんのほうから、まずお願いします。

○委員：番号2、譲受人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、朝倉市□□、□□、□□、申請地の表示、□□、ほか3筆、地積、田、2,779平米、合計2,779平米、移動の内容、申請地の理由、相手方の要望、契約内容は売買です。□□さんが相続により、この土地を譲り受けたということでしたけども、住んでいるところと田が遠いということもありまして、□□さんと□□さんのお父さん同士が友達ということであって、□□さんに買ってもらいたいという要望があって、こういう契約になっていると聞いております。

土地が、□□線の□□のほうから□□に入っていきますと、□□線の□□の信号を通りましてJRの下をくぐって、それから右にずっと入っていきます。こちらのほうに4筆なっております。一応、果樹園とかをつくりたいというような話を聞いております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今回の譲受人の□□ですけども、一応、別の会社でも代表されてあるんですけども、今回、参考事項欄、右側の下段に書かれていますが、農地所有適格法人ということで、一応そういう申請も一緒にされています。3月10日に会社設立しまして、今回農地を取得して、今委員さんが話されていたように栽培をしていきたいと聞いています。

こちらの代表者の方ですけども、年齢は50歳、農作業歴は、近くの田植とかそういったものを手伝ったりとか、これまでしていましたという話です。あとハウスなどを建てるということで、資材とかのことが書いていましたけども、そういったものを買って、こちらのほうで農業していきたいと聞いております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、農地所有適格法人を取得されて農地を買われるという形になります。それで、まだ農地をお持ちでないですけど適格法人に該当するかどうかを先に、この中で議論をしていただきたいと思います。そして適格法人については、説明はいいですかね、ちょっと簡単に。

○事務局：では適格法人について、私のほうから簡単に説明させていただきます。

法人につきましては、どんな法人でも農地を取得できるわけではなくて、農地所有適格法人に

当てはまらないと所有ができないことになっております。

要件としましては大きく四つございます。まず、法人としての組織につきまして、農事組合法人または株式会社、また持分会社、これは合名会社とか合資会社、合同会社とか、そういったものに当てはまるということです。まず、こちらにつきましては株式会社として設立されておりますので、こちらは当てはまると考えております。

次に、二つ目の要件としましては、事業につきまして、法人の事業については主たる事業が農業であること。具体的に言いますと、売上げの半分以上が農業についての売上げであることが求められます。こちらにつきましては、9ページ御覧いただきたいと思うんですけれども、まだ実績がありませんので、あくまで見込みとして上げていただいている資料がございます。初年度としては売上げ見込みがないというところですが、2年目以降、農業についての売上げが30万円、そして3年目からは80万円というところで、売上げとしましては農業以外のものはありませんという形で届出が出ております。ですので、こちらの二つ目の要件につきましても満たしていると。このままいけば、見込みとして問題なければ満たしていると考えられることができます。

次に三つ目ですが、構成員の資格です。法人の構成員が、次に申し上げる中で満たされていることが必要であるというところで、まず、農地の権利を法人に提供した個人、次に、法人の農業に従事、これは原則150日以上従事する人、そして、法人に農作業を委託している個人、次に、農地中間管理機構または農地集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人、そして、法人に農地等を現物出資した農地中間管理機構、最後に、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会ということです。

すみません、複数申し上げましたけれども、今回この中で当てはまるのは、二つ目の法人の農業に常時従事する者、原則150日以上ということですね。こちら9ページにありますように、見込みにはなってきましたけれども、□□さんが150日従事するというので、満たしているという形で届出が出ております。

そして最後に役員に関する要件、こちらが四つ目です。役員の過半は、法人の行う農業に常時従事する構成員であることが必要であると。役員または重要な使用人のうち1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に従事する者、原則60日以上従事することが必要であるというところなんです。

今回この法人につきましては、この□□さん1人で設立されてあるような形になっておりますので、この方が農業に従事する方として過半は満たしているというところで、今回の四つ目の要件も満たしていますという形で届出が出ております。

今申し上げたとおり四つの要件、見込みを含めて満たしていますということで届出が出ておりますので、この内容について審議していただけたらと思います。

事務局からは以上です。

○議長：ありがとうございます。

それで、9ページをお開けください。ここから先ずっと書類がついていますが、実は□□の概要等がいろいろ書いてあります。先ほど事務局から、要件的にはそのとおりであればいいだろうという考え方を言っていました。所得とかいろんな部分載っておりますので、ちょっと短時間で申し訳ないんですけど皆様方に見ていただいて、これで認めるかどうかをしないことには農地の取得ができませんので、そういった形でやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

1ページは、大体書いてあるとおり、コーヒーなりレモンをつくられるような部分、野菜も一部はされると思いますが、3,000平米ぐらいしか土地はございませんで、それでもってやると。1年目はもう所得なしで、2年3年、先ほど言われたとおりでございます。それから、□□さんが議決権全体を持たれているということで、作業の時間も年間150日以上、これは見込みと。それから、役員は□□さん1人ですね。いいですか。

あと、定款等があります。定款はそこに、特に目的のところをはっきりしておいていただいているのと、農作業関係、飲食業も上がっています。現状、先ほどお話がありましたように、株式の場合は、半分以上農業が主体になってもらわないといけないということがあります。中身は、株式のところは、そういうところで見ただけであればいいかと。それから資本金は500万円ですね。履歴事項全部証明書、会社を設立した際、法務局に申請してもらえる書類で、この法人はこういう法人ですよというのを書かれたものです。今ざっと私がしゃべりますが、そのことがこの中に書いてあるということですね。それと営農計画書がございますね、21ページを見ていただきたいと思います。さっきお話ししたような中と、何をつくるというのがそこにずらっと書いてあります。それから、ハウスを建てるって書いてありますが、180万円なので小さなハウスだと思います。今ハウスは一旦建てるって大体1,800万ぐらい、2,000万円かかります。10分の1ですから小さなハウスだと思います。ちょっとその辺ははっきりしませんけど。

○事務局：こちらのほうは、6メートル掛ける12メートルのビニールハウスを建てるということで聞き取りをしております。すみません。6メートル掛ける15メートルですね。

○委員：事業的には売上げが30万円とか80万円とかになっていますけど、あくまで見込みですけど、会社設立までするあれがあるんですかね。

○議長：そこですよ。いや、ちょっと我々も、何でそういうことをされるのかなというのモチよつとあります。

○委員：個人でもいいんじゃないかと。そのメリット、デメリット、どんなふうにあるんですか。

○議長：それで、今日絶対議論して決めてしまわないといけないとは言いません。というのが1か月ぐらいまでは延ばせますので。ただ、今日の皆さんの議論の仕方、内容によって決めてまいりますので。今一つ出ていますのが、法人までしてからしないといけない仕事かなど。一部、規模拡大するとか書いてあるところがあるんですよ。規模拡大も何も、初めてされる場所なんですよ。だから規模拡大というのではなく、新規の農業に取り組むという形です。

○委員：現状この方自身も農業はされていない。さっき言われたように、ちょっとしてあるみたいな感じだったんですけど。もともとうちが農家とかはどうなんですか。

○事務局：どこを手伝っているかとか、そういったところはちょっと分かりませんが、そういった経験というか、そういったことをしていますよと、お手伝い程度をしておりますということです。

○委員：最近の傾向としては、飲食店の人もですが法人化するのがはやっているんですよ、若い人。何でも法人化して、その法人の会社でやることみたいな、先で流用性を伸ばしていこうとしたときに、こういうふうに喫茶店します、でもその次やっぱりユーチューブもしますとか、次もまた物販もしますとかいうふうに、増やしていくような法人の……。私これまだ読んでないですけど、その中でいろんなことを増やしていきたいから法人化したんだと思うんですよ。ただ、これ軌道に乗るまで相当遠いような気がするんですね。

○推進委員：2年目、3年目の売上げというのは多分ハーブだけでしょうね。じゃないと、ユーヒー豆、レモンなんてすぐにはうまくできませんから。二、三年はそれだけでもいいですけどね、先々大きくなるということじゃないですか。

○委員：レモンも何年かかかるからね。

○委員：ですよ、かかるからね。だから、これ本当甘い見通しなんですけど、何かお金持っているか、銀行で借りられたのか。

○議長：だから、22ページに資金計画なり書いていただいておりますが、これで本当そうなるかなというのがちょっと心配です。出資が500万円ありますから、そのいつかはですね。

○副会長：要は、今から先もこういうことが起こり得るので、ある程度慎重審議しておかないと。これが一つのモデルで、これは通して、後は駄目とかいうこともあるし。やっぱりこういう営農計画も全部出して株式会社でやるわけですから。だけど、我々農業委員としては、少なくともこれクリアしておかないといけないよという部分をしておかないと、適格法人だからですね。適格ではありませんと言ったら不適格法人になるから。

○議長：適格法人は、登録ができれば毎年報告書を5年間出さなければなりません。どれだけ上がったよとかですね。

○委員：このレモンの苗木の植樹50本と書いてあって、アラビカって何ですか。

○委員：コーヒーの種類です。

○委員：コーヒーの種類、これを200本。恐らく将来的なことも考えていらっしゃるんだろうと思うんですけど、レモンあたりも簡単にできるわけじゃないしですね。

○委員：温暖化になってきてるからコーヒーも大分できるようになると思うんですけど。また事業的にコーヒー豆を、多分ハウスでつくられるんだろうと思いますけど、喫茶店、どこに売られるかもですね。結構厳しいのではないかなと思うけど。

○副会長：農業従事者が1名ですもんね。取締役が従事するわけですよ。この人がこけたら、みんなこけたになるわけですよ。そういうリスクも。年齢を聞いたら50歳でしたかね。

○事務局：50歳です。

○副会長：50歳で、今までこの経験があるんですかというのと、それはないわけですよ。米だったかな、米とかそういう営農はしたことがあると。

○委員：米と全然違いますよ。

○副会長：お手伝いでもんね。さっき言われたようにハーブで。収益30万円、80万円はハーブですもんね、あくまでも。

○議長：ただハーブもよっぽど契約なりしないと売れませんので、ぽんと出して売れるものではございませんので、非常に難しいところがあるかと思えます。卑下するわけではございません。あくまでもそういったところがありますので。

○委員：この方ほかに収入はあるんですか。

○事務局：別の法人のほうもしてあるので。それを考えると、先ほど□□から説明したように、収益が半分以上を超えないと、会社としては分けて設立しないといけないということで、今回新設しているわけです。

○委員：別にですね。その会社自体は都合よくいっているんですか。

○事務局：と聞いています。そちらで生計を立ててあるとは聞いているので。

○推進委員：農地が安いですね。

○推進委員：農地が30万円ですね。

○副会長：安いですが、もうそういうことですから。

○委員：半分趣味みたいにしてされるほうがいいですよ。

○副会長：お互いよく知り合いなものですから、そこは通常の価格よりも安いといえば安いですが、その地域としてもね。我々も現場にちょっと行かせてもらって、やっぱりちゃんと農業委員会、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんに、ちゃんとその辺の真意を説明しておかないと。ここで決めるような形になりますから。ちょっと難しいような気もするな。

○推進委員：一度皆さんと場所へ行って、目で確認したほうがいいのではないですか、討論では

なくて。苗木はどのくらいがいいとか確認してから。

○議長：今はまだ何もしていないんですか。

○副会長：今は何もありません。

○推進委員：何もありませんか、じゃあ隠れ蓑じゃないですか。

○議長：いや、交わしてあるんですよ、手続き。

○推進委員：隠れ蓑ですよ。

○議長：だからゼロから始められるということで。

○副会長：今はもう農地ですから。

○推進委員：株式会社を作ったら、もう自分が全部背負って、土地は自分の土地、会社の土地がどうか分からないけれど、逃げ道をつくっているような感じがするんですよ、僕は。会社つくって、会社でして、自分が社長であり、代表取締役であり、株主であり、何もかも自分のものだから、適当にそれはできるんじゃないかなと。僕はそういうふう感じたんですけど、いかがでしょう。だから一応、皆さんで見られてが一番。すぐに結論を出さなくてよかったら、一応皆さんで現場を見に行かれて確認されて。やっぱりいろいろあるんじゃないかなと自分は思うんですけど。

○議長：適格法人に合致するかですね。中身的には一応合致はしないことはないです。だけど、大丈夫かねというのが一番大きいと思うし。

○推進委員：1人ですからね。

○議長：こんな登記かけて。さっき副会長が申しましたように、やっぱりこういうところで認めたら、簡単に法人がつくれて……。

○推進委員：どんどん増えてきますよね、今後。今お寺はビッグユーザーが買う時代ですから、大変ですよ。

○議長：農地存続のためにつくるような感じで。

○推進委員：大変ですよ、それと一緒にですからね。

○副会長：だからまず、基本的には適格法人という部分の届出を出してあるわけで、農地を法人組織で購入すると。これがまず入り口で、それをやっぱり認めてくれということなんですよ、基本的には。だから、個人でする場合だったら3条申請でいいんだけど、この適格法人の要件を、言葉的には満たしているけど本当大丈夫なのかというのが、ここに掲げている届出書の要件が満たしているかどうかという部分を慎重審議で、事務局から詳細を出してもらっているわけですよ。

○議長：適格法人の農業従事日数は、ないといけないではなくて、予定でもいいわけかな。

○事務局：予定でもいいんじゃないですか。

○副会長：予定でいいわけでしょう。見込みって全部見込みだからね。

○事務局：見込みしか書けないですからね、新規の場合は。

○事務局長：ただ、法人ではなくなるから。

○推進委員：電話番号も携帯電話だけしかないし。本人が行き先不明とかなったら、もう最悪でしょう。

○議長：それからもう一つ、失礼な聞き方になるかもしれませんが、あえて何で法人にされるかを聞いてみますか。そして、この3,000平米ぐらいで営農されるわけですから、それは計画作ってあるから、まるっきりできませんという言い方にならないけど、本当に大丈夫ですかというかね、そういうところも非常に思います。私自身も思います。それで、そこいら辺を事務局だけにお問い合わせするんじゃなくて、ちょっと農業委員の何人かでも入ってお聞きしてみますかね。

○委員：従業員さんもいらっしゃるでしょう。

○議長：この会社としては、いないです。本人だけです。

○委員：一人親方さんですか。

○副会長：だから今言ったように一人なんですよ。

○委員：一人では大変ですよ。法人化するんだったらやっぱり何人か従業員さんを抱え込まないといけないのでね、したほうが良いというのはあるけど。

○副会長：だから、それはもう要件を満たしているからですね、一人でも株式会社ができるようにしているんです。

○委員：今ネットで見たら、適格法人は何だったかな。

○議長：今言いましたことをやってみますか。そして、一か月後ぐらいまでは延ばせますので。事務局にまた迷惑かけますけど、一緒に我々と。私と副会長なり、どなたか御希望の方があれば一緒に入っていただくという形で、本人さんとお会いしましょうかね。ここでぴしゃっと決めておかないと、さっき副会長が申しましたように、次が出てくる可能性もないとは言えませんので、いろいろあるでしょうから。

○副会長：あと□□委員さんと□□委員さんは現場はもちろん行ってあるんでしょう。

○議長：そしたらお二人には入ってもらったほうが良いですね。別にさせないためにしているわけではありませんので、そういう理解の下に、ちょっと確かめてはっきりさせておいたほうが。

○副会長：それと一つちょっと懸念材料としては、新規就農者として扱うのかどうかというところもあるんですよ。ゼロ平米ですよ、今。持っているのはゼロなんですよ。だから、法人格、個人でも持っていらっしゃるのがあるかどうかですよ。完全に新規就農としての位置づけになるのかどうか。だから新規就農の場合、結構ハードルは、我々高い条件でしていたからですね、それはもう同じ要件じゃないといけないのではないかなという部分が、懸念材料としてはあると。

○委員：そうすれば、これ農地所有の適格法人じゃなくて個人でされるならば、まして、この売

上げだったら事業的には駄目ですよ、はっきり言って。こんな売上げじゃあ。そういう計画自体がもうナンセンスじゃないけど、会社つくってやるまでもないような感じ。だから今だったら自分で会社を持っているから、そういう会社でしたら、いろいろメリットがあるかなと思ってされているような気がしますけど。

○議長：最終的には認めないといけないかな。

○委員：そうそう。ちょっとそこ。

○推進委員：農業経験は全然ないというわけですか。

○議長：手伝い程度でしょう。

○副会長：米等は手伝い程度じゃないですかね。本人と会って話しているわけじゃないので。何かヒアリングしているんですかね、本人さんの農業経験というのは。今回法人で申請してきているからですね。

○事務局：入り口としては会社を設立する方法もありますけど、事務局としては、ハードルがかなり高いですよという説明を最初からしています。あと農地の取得の仕方としては、3条の方法がありますと。最初は3条でずっと話していたんですよ。何で急に法人を立ち上げるようになったかというところまでは聞いていませんけども、農業をしてコーヒー豆を育てたいということで、こういう話でちょっと上げたいからということで出されています。

○委員：これは最初から適格法人ですと普通思わないからですね。ちょっと調べてみないですかね。

○事務局：そうですね。通常の設定の仕方としては、農業をやっていて軌道に乗ってきて法人化するという話が普通ですよという話はずっとしてきているんですけど。

○委員：さっき言った四つがクリアできれば、こっちのほうがりやすいかなと思われたんですかね。あくまで見込みですから、結局、農業に従事150日ということは前提じゃないですか。それから引っ張ってきたら適当に書けるからですね。売上げも事業的にはこの数字は30万円、80万円とか、個人がするんだったらあるかもしれないけど、法人としてどうかなと私は思いますけどね。

○議長：法人は最低でも七、八万円の税金、事業税から何から払わないといけないから。

○委員：法人作っただけでね、税金いろいろ払わないといけないし、申告もしないといけないし。

○事務局：先ほど会長から話が出ていたように、毎年報告書を出さないといけないというのがあからですね。

○議長：その報告書を出させるのも、実は私のところには出しているんですが、ちょっと中身をはっきり、金額も含めてきちんと出させるようにしましょうか。そのぐらいしないと、これ非常に危ないんじゃないかなと思います。

○副会長：本当思う。アバウトと言ったらいけないけど。

○議長：いや、計画で1年でも実績がびしっと出てくればいいけど、まず出てこないでしょう。

○委員：あとプラスほかに会社を持って、そっちで生活していらっしゃるといいますけど、そっちもある程度、この会社が潰れてというか、問題ないか、そこも調べないといけませんね。何で生活しているのか。

○議長：それは難しいですね。

○委員：法人にしても、適格法人を見たら、従業員も全員150日以上この農業に従事しなければならないと書いてあるんですよ。売上げ4年目で200万円ぐらいだったら、ずっと1人でやるつもりなんですかね。

○副会長：だから1人ですよ。

○委員：あなたどうやって生活するんですかって聞いたらいいですよ、1回。

○議長：ちょっとこのまま進めてもということで。先ほど申しましたように、地区の委員さん、それから事務局、そして私たちもできたら入りたいと思います。そして本人さんと面談を再度させていただいて、先送りの来月にもう1回審議していただくという形をとらせていただきますよ。どうですかね。そして、どうやったというのはその場で報告をいたします。そうした上で結論出しましょうか。適格法人は下手に簡単に認めると、またいろいろ出てきそうな気がします。

○委員：県協議はできないんですか、県協議は。農地計画課でしょう。

○事務局：これは市のほうですね。市だけです。

○議長：ただ大本の理由がつかっているから。

○委員：市で出したら、この証明書は、何か……。

○議長：それでは、今申しましたようなことで、農地取得の件も合わせて延ばしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○議長：それでは、そういう形で、この方の分はとらせていただきますので。あと、事務局と打ち合わせながら日程を早々にとって、短時間の中ですることができると思いますので、本人さんに市のほうに来ていただくのが一番だろうと思います。そういうふうにしましょうかね。行っても現地は農地があるだけで、何もございませんので、あくまでこちらでやりたいと思います。

この今申しました2番の件は、このままちょっと先送り、事情聴取しながら次回決めていくということにしたいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと長くなりまして、すみません。それでは先に行きます。

議案第9号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請（変更）に関する件を議題といたします。1番について、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくお願いします。

○副会長：23ページです。番号1、譲受人、久留米市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、

□□ほか21名、申請地の表示、□□、ほか42筆。地積、田3万5,896平米、畑3,773平米、合計3万9,669平米。申請内容、転用目的、流通業務施設、契約内容、売買、構造規模、鉄骨造平屋建て、工事期間、令和3年6月25日から令和8年12月31日、審議事項、農地の区分第1種、資金の内訳、自己100%、借入れ100%、建蔽率20.6%、開発許可、県開発許可該当、用排水処理、該当なし、都市計画区域、市街化調整区域というところで、次の24ページに場所がありますが、これはもう既に1回承認をしていただいた内容でございます。下のほうの字図で、これが□□線ですね。□□、それから□□が四角の枠の中にありますが、縦長い真ん中ほどにあるところが該当の土地になります。今、それぞれに、□□線は何ていいますかね。

○委員：□□線です。

○副会長：□□線というのですかね、あれが通っているところです。

次のページ、これが実際に畑、田んぼを全部、今、造成をしている部分ですね。次の26ページ、当初よりも少し変わってきているわけですよ。最初の分が、多分26ページが変更前です。27が変更後です。見られたら分かると思いますけど、27ページのA棟とB棟というのがあります。つまり、二つの倉庫が建つというふうに変ったことになります。相手の□□の意向として説明に来たのが、A棟は□□関連の会社の倉庫であると。それからB棟については、□□が、自分たちが使うというところでございます。

普通駐車場、大型駐車場、この駐車場のスペースが、かなり大きく変わってきている状況にありますし、一番問題なのは、□□線が下に通っているのは分かりますかね。ここから入るのではなくて、27ページの27って書いているちょっと右側に交差点があります。ここから入る形をとりたいたい。つまり、A棟を経由してB棟まで行くというような感じになります。それは県のほうも交通渋滞等との兼ね合いもあるので、そういうことを今言っているみたいです。地域のほうからも、ちょっと交通渋滞等もあるので、その辺は留意してくれということで、この27ページのA棟の左側の白く書いてあるところは道が広がっています、今現在はですね。というところにございまして、この変更申請を言ってきたというところでございますので。

もう何年ぐらいなりますかね。自分がここに印鑑を全く押さなかったものですから。最後は地権者のほうから、□□さん、もういいでしょうと言われて、みんなで地権者のほうから来られたんですよ。もう地域の説明会も1回はしてですね。ここにこういう倉庫が来るということはあんまり好ましいことでもないけど、もう売りたいということのほうが強かったものですから、こういう形で□□が購入されて、□□と今度□□自体がそこで倉庫として使うということが決まったということの変更申請になります。

私としては、実際に県の許可も下りてたものですから、早く実行していただきたいというふうな要請をしていますし、区長あたりのほうにもその旨お伝えをしているところでございます。と

ということで、今日、農業委員会のほうに御審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長：それでは、事務局のほうから補足ありましたらお願いします。

○事務局：この議案に関して、当日配付資料ということで差し替えもお渡ししています。先ほどありました審議事項の中で資金の内訳ですけれども、表をそこに書いていますけど資金の内訳として、第1工区につきましては借入れが100%、第2工区につきましては自己資金で100%という形になっています。これの第1工区は、先ほど委員のほうから説明がありましたA棟側のところの費用と伺っておりますので補足させていただきますのと、この事案、面積も結構大きいございますので、一応、過去を遡りますと、令和2年の4月に委員会に諮って、5月許可を受けている案件でございます。

その前からも、造成計画、土砂の仮置場とかそういった農転関係出ていますので、かれこれ10年近くずっとかかっている話ですけれども、今回、変更するというところで出ておりますので、補足説明としてさせていただきました。以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、質問、意見等のある方お願いします。どうぞ。

○推進委員：ここは□□で少年野球の練習をやっているんですけど、関係ないとは思いますが、この交差点は狭いですよ。大型トラックが離合するのに、入るのにはちょっと難があるんじゃないかなと思うんですけど。

○副会長：今は通られてます。

○推進委員：大型トラックは通ってないですよ。

○副会長：いやいや。今、□□さんは通られましたか。

○推進委員：通ります。しょっちゅう通ってますよ。幅でしょう。

○副会長：いやいや、一応幅広くなっているでしょう。

○推進委員：はい。あれは大型トラックが離合できるんですかね。10メートルじゃないけど。

○副会長：それで県も許可出したみたいですよ。

○推進委員：すごいですね、あれは曲がるの大変だと思いますよ。

○副会長：条件付だったんですよ、あれは。あれがもういっぱいいっぱいなんですよ。

○推進委員：そうですよね。もう離合ぎりぎりだと思いますよ。

○副会長：いや、けれども、あそこで県のほうとしては。

○推進委員：多分事故があると思いますよ。ゆた一つとしか回れないから、多分物すごく渋滞すると思うんです。

○副会長：いやいや、渋滞するところじゃないですよ、ここ。今言っているのは、27ページの白

くなっているところが、今出入りするところですよ。

○推進委員：ここでしょう、交差点でしょう。そっちの通り越える、その横でしょう。

○推進委員：そうそう、□□の裏。

○推進委員：裏でしょう。難しいんじゃないかな。

○事務局：一応県のほうが警察署とかそういったところと、ここで許可出していいのかという協議はされていると思いますけど、一応、もう県が許可出している以上は、その中身までは、もうこの場で審議できる話ではないと思いますので。

○推進委員：トレーラーとか入るんじゃないですか。

○事務局：トレーラーも入ると思います。ただ倉庫ですから、そういったものを聞き取りしながら、それで許可を出していますので。

○推進委員：ましてや□□が裏にあるからですね。

○事務局：その辺の話は、当初から出ています。

○副会長：□□のほうにも、もちろん話を行っているんですよ。□□は県立ですから。だから、それは間違いなく行っています。でないと許可下ろせませんよ。

○推進委員：私の意見ですけど、実際にトレーラー同士が離合できるかどうか一応されたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。

○副会長：だからトレーラーが入るぎりぎりかもしれんけど、ぎりぎりというか、その幅はありますよ。

○推進委員：いや、入るほうがですね。

○副会長：入るとするのは。

○推進委員：こちらから、道路から入るところ、あそこ1車線でしょう。今のところ1車線ですよ。

○副会長：だから、将来的にはそこは4車線というか、あそこはむちゃくちゃ広がりますからね。バイパスのことを言っているわけですよ。その地域の説明会の中でも、そこは結構もう議論まとまったんですよ。

○推進委員：こちら側でしょう、分かります。

○議長：一応、警察等も入った中でやられているようでございますので、そこはちょっと了解をいただいたところで。

○推進委員：いや私は意見述べるわけではないけど、実際に見られてからトラック同士が離合できるかとか、いろいろ検討の上でしょうけど、長さが実際にトラックを通したわけでもないから。警察の方が、県警の方が実際に運転されるときにどうか分からないような状態で、してあるかどうか分かりませんが。討論で終わったかどうか分かりませんが、実際に2台も3台も大型ト

トラックが、このように駐車場がいっぱいあるのに1台か2台が離合できるわけじゃないから、わーっとなれば渋滞するときは渋滞するんでしょうけど。並ぶのは並ぶと思うんですけど、一斉に出るとか出ないとかあると思うんですけど、逆に、自分はちょっと大変じゃないかなと思うんですけど。このように並び切らないかもしれんですよね。

大型トラックの駐車場が大では24台と書いてありますけど、24台、あるいは一斉に来るとかあった場合はどのようにするのかなど。ちょっと細かいことまで言いますが、すみません。一応自分が思ったことを話しているだけのことなんですけど。

○副会長：だから、A棟のほうはどちらかというと、普通車的なものがA棟。B棟は今言ったように□□の車が入りますので、大型が常にここは入る予定です。だからA棟とB棟では、車の駐車場のあれも違うんですよ。今度、変更申請が何でこんな話になったのかといたら、そういう説明をしていましたので。A棟は普通車的なところが多いと。でも、□□のほうは大型の分ばっかりが入ると。だから、この辺の注意はプロの世界ですから。

○事務局長：こことここでしょう、入るの。

○副会長：ここだけです。

○推進委員：ここだけなんですか。

○事務局長：いや、だからこれが入口でしょう。

○副会長：いや、そこはもう入れさせないと。県がそこを認めたんですよ。

○推進委員：もう交差点だけしか入れないですよ。バイパスのほうからしか入れない。裏側から入れないですもんね、□□があるから。

○副会長：あそこから入れるのは入れるけど、ここはもう出入口にはしないと。

○議長：警察に確認するわけにはいきませんので、申し訳ないけど、その件は恐らくそれなりのことをきちんとした形で計画されているはずですから。

○推進委員：いえいえ、それはいいです。よろしくお願いします。

○議長：だから台数が並んだりすれば、いろいろあるやもしれませんが、そこも相当検討されていると思いますので。

○推進委員：□□公園入口の信号をつけるときに、来てから測ってやりましたもんね、大型バスが曲がれるかどうか。確認した後にオーケー出ましたから。絶対ここも確認していると思いますよ。

○議長：申し訳ございません、じゃあ次に。ほかにございませんか。

○委員：□□の倉庫ということなんですけど、ちょっと気になったんですが、□□の上にも当初□□が工事をやったんですよ、大きな倉庫。今はもう完全に□□の手が切れていますもんね。最後まで□□がやるのかなと思って、ちょっと今気になったので。

○副会長：□□さんが言われるとおり、同じことを僕も心配していたので。担当にいつも、いつ建つのかと、□□はいつ来るのかというのを、逐次報告に来させていたんですよ。もううるさい農業委員と言われて、ここまでうるさく言われたってよく言われましたけどね。やっとその本体が、□□という名前を出してきたんで、おまえたちは居抜きではないけど、買って別の人に売らなうと、ずっと言ったんですよ。

○委員：工事が終わった、建屋が建った頃にはもう外国資本に変わっていましたからね。

○副会長：だから、それは口酸っぱく言っているの。窓口の担当者をいじめるわけじゃないけど、そこは社長がどのようにするのかは僕らが知ったことではないですが、早く倉庫を作ってくれと。ほったらかすなど。あんたたちは居抜きとか、そんなことをしたら駄目ですよと、もうずっと言っていたんですよね。だから、もう何回もくどく言っていますので、間違いはないと思いますが、言われた通り、半信半疑の部分もあります。しかし、もうそれを信じるしかないですから。一応そういう状況です。よろしくお願いします。

○議長：はっきりさせるのは非常に難しいです。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：議決決議を採っていいですかね。

それでは、採決をさせていただきたいと思います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、28ページをお開けください。議案第10号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について地区担当委員であります、5番委員、□□委員さんよろしくお願いします。

○委員：非農地証明、申請人、筑紫野市□□、□□、申請地の表示、□□、ほか1筆、地積、田、2,589平米、申請内容、当該地は昭和60年より耕作放棄地となっているため、現況は山林となっている。

ここ、地図を見てもらったら分かると思いますが、29ページ、□□の真下です。今これ字図で四角に囲ってありますが、右に小高い山があり、左側も山で、非常に入りこんだ、ちょっとへんぴなところ。次の30ページを見てもらうと分かるように、その右側の小高い山のところは、全て番地が打ってありますので、昔は棚田だったんだろうと思います。水も豊富にあったと考えられますけども、□□ができて、その後、□□の□□が、福岡に水を持っていくために、この□

□の下に□□という水ための池を造っております。その下にトンネルとか掘っているんで、ここはもう水がほとんどないような状態になってしまっているんです。今回出ている申請地も田と書いてありますけども、もう水がほとんどなくて、下流のほうも、今の2号トンネル工事をやっているんですよ。おとしぐらいからほとんど水がないということで、下のほうは普通の田を、田じゃなくて野菜を植えたりとか、そういうふうな状態で、田としてはもう使えない状態の場所です。

今回出ています□□、ここには書いてあるように、60年頃から放棄地ということで、キウイとか、それから柿とか梅の木がたくさん植えてありますけども、もう枯れて実もならないような状態のただの木が立っているような状態です。ここはもう農地としては無理かなと。

下の□□、ここも梅の木とか植わったんでしょうけども、そこに引っ越してこられた方が、ちょっと前のほうの見かけが悪いということで、木を随分切ってはありますけども、野菜畑として使えるかなという、借手もない、それから後継者もないということで、もう今は放棄地みたいな状態になっております。ここを農地として残せるかという、ちょっと厳しいかなという状況です。

○議長：ありがとうございます。事務局より補足ありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方お願いします。

実は、私ども現場を見せていただきました。確かに放棄地に近いんですが、意外と管理されているんじゃないかなという気がいたしましたのですが、その辺はどうですかね。

○委員：家庭菜園、家庭用の野菜が作れるぐらいの敷地はあります。

○議長：だから、条件的にはどうしようもないなところだったんですけど。

○委員：非常に判断がですね。

○議長：柵もそれなりにはしてあるからですね。だから、簡単にこういうのを認めたら、後どうなるかなというのをちょっと話はしたんですね。ですから、皆さん現地が分かりませんからあれですけど。

○委員：だから上の□□については、私は、大きな機械も入らないんで、ないだろうと思うんですけど、下の□□については、これは農地として使えないかという、使えないことはないというふうには見えていますけど。

○議長：失礼ですが、行かせていただいて非常に道も狭いし、水路があつたりで、この地区で農業をしていくのはとてもじゃないかなという感じはいたしましたのが現実ですよ。それをあえて簡単じゃなくて、残させるほうも無理があるのかなというのも、ちょっと思いましたので。

○委員：この30ページで見るように、下の□□、この下にずっと□□、細い線がありますけども、

これが水路ですよ。途中何か所も堰板で止めるようにして、ホースでこの□□の下の、ここにコンクリートでます池を造って水をためて、また下の畑に、田んぼに水を送ってやったんですけど、今もうその水が枯れたような状態、もうほとんど流れてないような状態ですよ。

○副会長：あそこに行ったら立入禁止って書いてあったんですよ。

○委員：あれは、あそこにソーラーパネルが置いてあるのは、□□が今トンネル工事をしていますので、いつも水量とかを調査しているんですよ。そのための機械をあそこに置いているので、パネルを置いてあるんです。

○副会長：いや、だけど立入禁止はその地権者の方がしてあるのではないかなと思ったんですよ。いろいろ果樹を植えてあって、きちんとした、何ていうか棚が付いたようなところ、きれいなところがあって。

○委員：あれはキウイを植えてあったらしいですけど、もう棚は壊れていますもんね。全部老木です。柿も梅の木も、ほとんど今実がならない状態の。

○議長：皆様方には申し訳ないんですが、さっき言いましたように、我々ちょっと見させていただいたもので、そういったお話を今、□□委員さんとさせてもらっているところですが、状況的には非常に入り組んだ地域で、ここで農業するのは大変どころじゃないというくらいでありました。そしてただ、今、□□委員も申しましたように、左側の大きいほうは、以前とてもきちんとされていたのではないかなというのがありまして、棚の崩れたものがあったり、周りはある程度まだ柵が残っているんですよ。そういったこともありましたので、ちょっといろいろお話しして決めようかなぐらいで。

○副会長：そうそう。きれいに切ってあったんですよ。草もあれだったし、剪定みたいな形で切ってあったからですね。

○委員：下のほうはですね。

○副会長：うん。これは手入れされているんですねって思ったから。実がなっているんじゃないかと思ったからですね。確認をしてから審議に。

○事務局：これ回しましょうか。一応現地で撮った写真がありますので、皆さんのほうに回覧します。

○議長：すみません、ちょっと長引いて申し訳ないけど、ちょっと確認してください。

(資料確認)

○委員：悩んでいるのは、借手をいろいろ探したけど、へんぴなところだから借手がないというのが一つと、それから東京のほうで就職して、こっちへ帰ってきているので、子供さんも奥さんも、こっちには来ないということで、こっちで再婚しとるから後継ぎもいないと。あと、どうやってやっていくかということで、植林しようか、いろいろ考えているみたいです。だから農地と

しておくか植林するかで悩んでいるような。

○議長：場所的には非常にあれなので。ただ、何か扱って管理しているのではないかなというのがあったもので。ちょっと申し訳なかったです。

○委員：だから放棄までしていない感じはします。

○議長：完全放棄ではないですよ。

○委員：はい。だから、そこなんです。下草切るぐらいで、やはりゲタとかはしてない状態ですね。

○議長：されてなければ、そのままずっと行ってたんですけどね。

○事務局：近くにもちょっと住んでいる方とか、ときどき来る方がいらっしやって、そちらから苦情が来るらしいんですよ。

○委員：あそこ、住んでないんですよ、今。

○事務局：切ってもらわないかとか言われて、本人さんは毎年刈られてるという話でした。

○委員：昔はね。今はもう年に1日か2日来られる程度で、ほとんど来られてないと。だから庭の管理なんかは自分が頼まれとるんでやっていますとは言っていました。

○議長：大体見られましたか。もうちょっとですかね。ちょっと時間取ります。

(資料確認)

○議長：大体見ていただいて、分かりましたかね。現況はそういった状況で、何か管理しているなという感じはあるんですよ。ただ、このままこれを通していただくと、恐らく放棄されると思うんですよ。それで、山になってしまう可能性は十分あります。地下を穴掘ったり、いろいろやっているの。

○委員：水が出ないとなるとね。いろいろやっていますからね。やっぱりかわいそうですもんね、続けてくださいというのは。もう枯れ果ててますからね。本当に大変と思います、この辺。

○議長：だからそこをあえて。そして場所的に、行くのに非常に苦労するところでした。

それでは今、写真等見ていただいたと思いますが、そういう写真の状況でございますので、この件について、ほかに何か御意見等ございませんか。こちらのほうから要らないことを言い出したもので申し訳なかったですけど。すみません、決を採ってようございましょうか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

1番の議案につきまして、本件を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員、異議なしと認めます。よって、1番につきましては原案

のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきまして、地区担当委員であります2番委員、□□委員さん説明方よろしくをお願いします。

○委員：2番、申請人住所、筑紫野市□□、□□様、申請地の表示、□□、地積、田の272平米。当該地は、昭和33年より建物の土地として利用されていたため、現在は宅地となっているということです。建物も建っているということなので、当然もう農地であろうということで、印鑑は押しした形です。別段ほかにはありません。

○議長：ありがとうございます。事務局、補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、2番につきまして、質疑、意見のある方をお願いします。

周りも宅地化されている地域で、裏は土手になっています。危ないと言えば危ない。コンクリートで固めてはございます。

○委員：建物は何が建っているんですか。

○議長：倉庫の小さいやつですね。

○委員：図面から見るとちっちゃいようですからね。

○委員：税金もたっぷりかかっているんですか。

○議長：現況でかかっています。

○事務局：はい、現況課税です。

○議長：ようございましょうか。

(なし)

○議長：それでは、2番につきまして、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に移ります。3番につきまして、地区担当委員であります、7番、□□委員さん、説明方よろしくをお願いします。

○委員：3番の御説明をさせていただきます。申請人住所、氏名、小郡市□□、□□、申請地の表示、□□、地積平米数は、畑64平米、申請内容といたしましては、当該地は平成23年より住宅の一部として利用されておるために、現況は宅地となっております。

位置図につきましては、33ページをお開きください。□□線の□□信号より50メートルほど手前から左折いたしまして、集落の中に入って50メートルほど中に入っていきますと右側に位置し

ております。字図につきましては、34ページをお開きいただきます。この赤い線で細長くひも状の申請地があるわけですけれども、□□というのが、私のほうの畑との境になっております。5□□の□□との間のほうにブロック塀が4段ほど付いてありまして、こっちの□□というのは宅地になってコンクリートを敷きつめたような宅地になっておりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長：よろしいですかね。ありがとうございます。

事務局より補足ありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは3番の件につきまして、質疑、意見のある方お願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、35ページをお開けください。議案第11号、令和7年度最適化活動の目標の設定等についての件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：議案第11号、令和7年度の最適化活動の目標の設定等について説明させていただきます。

例年、農業委員会の中で説明、審議していただいている農業委員会事務の実施状況の公表ということで、審議の内容になっています。この審議の後6月末までに公表するというので、例年行っていますので、よろしく申し上げます。

本日審議いただくのは、まず令和7年度の最適化活動の目標を4月末までに、そして、この後、次の議案12号で審議していただく点検評価を含めた令和6年度の事務の実施状況については6月末までに公表するという流れになっていますので、まずは令和7年度の目標設定から説明します。

36ページですけども、1番目に農業委員会の状況ということで、令和7年4月1日現在の数値を記載させていただいています。

1番、農業委員会の現在の体制ということで、農業委員、それから農地利用最適化推進委員を分けて、項目ごとに数値を記載させていただいています。令和5年8月に農業委員さんが亡くなりましたので1名減にしております。

次に、2、農家・農地等の概要でございますけど、これに関しては、5年に一度行われます農

林業センサス等の数値に基づいた数字を当てはめております。数値等につきましては、お読み取りいただければと思います。続いて37ページでございます。

こちらからは、農地最適化活動の目標ということで、活動内容になります。担い手への農地利用集積、集約化に関する目標、あるいは活動計画になっています。目標等にかかせていただいていますけれども、活動計画については、昨年度から行っていますけれども、あっせん希望等の農地等がありましたら、定例会で農業委員や推進委員等の報告等を聞きながら情報提供に努めていきたいと思っております。数値等にかしましては、例年どおりということにさせていただきます。

2番目の遊休農地の解消についてでございますけれども、昨年10月に農地パトロールを行いましたけれども、その調査結果に基づく数値目標ということにさせていただきます。

続いて38ページになります。新規参入促進ということでございます。参入の希望者があった場合には、農業委員会あるいは市農政課、農協、それから普及センター等と協力しながら、希望者への助言をしていきたいと考えています。

次に、2、最適化活動の活動目標は、1人当たりの活動目標、日数ということになっています。一応2日としておりますけれども、毎年農業委員会の活動記録セットとかを配らせていただいて、その中に活動記録を記録してもらっていますが、2日位という目標以上に、活動を求めていきたいというふうに考えているところでございます。

3月末に、地域計画の策定をして公表もしております。令和7年度も引き続き、地域計画の地域説明会を行いまして、策定または変更の手続が発生するかと思いますので、説明会の参加及び地域の農家からの相談を受けるなどの活動を今年度も行っていきたいと考えております。

続いて(2)の活動強化月間の設定目標でございますけれども、遊休農地の解消ということで、昨年10月に農地パトロールを行いましたけれども、本年度も10月に行いたいと考えております。

ちょっと早口になりましたけれども、説明は以上であります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。今、事務局のほうからずっとかいつまんで話がありましたので、本件に対する質疑、意見のある方、よろしく願います。

このとおりでいいですかね。皆さん方の実績も含めて載っておりますので、そういうところで御了解いただきたいと思っております。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、39ページをお開けください。

議案第12号、令和6年度最適化活動の事務の実施状況等についての件を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：引き続き説明させていただきます。40ページでございますけども、令和6年度分として、3月31日現在の農業委員会の状況を書いております。

まず、農業の概要についてですけれども、これに関しましては、5年に一度行われる農林業センサス等に基づいた数値などを書いておりますので、お読み取りいただければと思います。下のほうに、農業委員会の現在の体制について、現体制の状況について数字を入れさせていただいております。

続いて41ページをお開きください。Ⅱ、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

令和6年3月現在、管内の農地面積が856ヘクタール中、これまでの集積面積は482ヘクタールでございました。下のほうにも書いてございますけれども、目標に対する評価ということで、前年度については、認定農業者への集積を進めることができ、おおむね目標を達成することができたと書かせていただいております。本年度につきましても、引き続き農地バンク等を活用して、利用権の設定等の周知であったり、あっせん希望農地を農業委員会、それから農地利用最適化推進委員さんに情報提供あるいは共有しながら進めていきたいと考えております。

続いて42ページをお開きください。Ⅲ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

現状及び課題については記載のとおりで、課題としましては、営農条件のよい貸付け希望農地が少なく、新規参入者に対する農地の確保という課題があると考えております。令和6年度の実績につきましてもありませんでした。本年度につきましても、新規参入者から相談があった場合には、市、農協、普及センター等と情報共有を図り、一つでも多く参入できるように農地あるいは補助制度について情報提供を行ってまいりたいと考えております。

続いて43ページになります。Ⅳ、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

毎年、農地パトロールあるいは利用意向調査等を行いながら、遊休農地の解消に向けて取り組んでいるところでございますけども、なかなか解消が進んでおりません。昨年につきましては記載のとおりでございます。本年度についても、農地パトロールを10月頃に計画しておりますが、委員の皆様により方等について相談をさせていただきながら、利用状況等の調査を行ってまいりたいと考えております。

続いて44ページになります。違反転用への適正な対応ということで、令和6年度実績で、違反転用面積が0.3ヘクタールでございます。昨年度より0.1ヘクタール増えております。場所は委員

会でも報告しましたように□□でございます。この事案は県に報告しております。復元に時間がかかり長期化している農地も含まれております。本年も、県と連携しながら改修を進めていきたいと考えております。日頃から、また農地パトロールを行いながら早期発見に努めて発見した場合には、関係課と連携をとりながら是正指導を行ってまいりたいと考えております。

続いて45ページです。46ページと併せてですけども、ここは農業委員会にかけられている許可事務の実績等を記載しております。

まず、農地法第3条の許可事務でございますけども、年間で16件ございました。それから4条及び5条につきましては、25件が昨年度の実績の数字でございます。内容については、後ほどお読み取りいただければと考えております。47ページになります。

VII、地域農業者等からの主な要望、意見及び対処内容でございますけども、これに関してはございませんでしたので、特段記載はしておりません。また、実施状況につきましては、以前よりホームページ等に公表していることを記載させていただいております。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ちょっと長くなりましたが、今、計画のほうの説明をいただきました。それで、本件に対する質疑意見等がございましたらお願いします。

急に出してぼんと説明いたしましたので、あれかと思いますが。聞かれて何かおかしいなどかないですか。

さっき言った認定農業者の業が……。41ページの下から2行目の枠、「業」が抜けています。質疑、意見ございませんか。

(なし)

○議長：それではございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、ちょっと長くなりましたが、このままちょっと続けさせてもらってようございませうかね。

それでは、続いて農政議案に移ります。議案第8号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしく願いします。

○農政担当：それでは、説明させていただく前に、議案第8号の表紙を当日差し替え分を配付しておりますので、こちらのほうを御覧ください。こちらにつきましては、法の改正に伴いまして

根拠となる法律が変わりましたので、差し替えを行っております。表紙は本日差し替え分を御覧ください。

それでは、49ページを御覧ください。読み上げて説明させていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□、住所、福岡市中央区□□、所有権移転をする者、□□、住所、□□、所在地、□□、地番□□。登記地目、田、現況地目、田、台帳面積、445平方メートル、農振区分、農用地、法律関係、売買、利用目的、水田として、所有権の移転時期、令和7年5月26日、対価の支払い時期、令和7年5月26日、引渡しの時期、令和7年5月26日、以降につきましては、お読み取りいただきたいと思っております。

それと件数につきましては、売買が1件、交換ゼロ件、合計1件、筆数につきましては、売買8筆、交換0筆、合計8筆、面積につきましては、合計7,273平方メートルとなっております。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対する御意見等のある方お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することといたします。

それでは、50ページをお開けください。議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会についての件を議題といたします。

農政担当者より説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号、7-04-001、貸付け者氏名、□□、貸付け者住所、□□、借受人氏名、□□、借受人住所、□□、所在地、□□、地番、□□、地目、田、面積3,884平方メートル。農振区分、農用地、利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田、開始の時期、令和7年6月11日、終了の時期、令和12年6月10日、期間、5年、10アール当たりの賃借料、玄米150キログラム、備考、更新、中間管理機構、以降につきましては、記載のとおりでございます。お読み取りください。54ページをお開きください。

まず、件数につきましては、全体の件数につきましては、更新7件、新規10件、合計17件。筆数につきましては、更新10筆、新規36筆、合計46筆。面積の合計につきましては、7万1,641平方メートルとなっております。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございました。本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、ちょっと長くなりましたが、ただいま定例会の議題全部終わりました。

それで、以上をもちまして、令和7年第4回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。